

中小企業の高齢化問題！～社長が認知症になつたら～



●待つたなしの高齢化「2025年問題」！

中小企業庁によると、2025年に70歳以上の経営者が約245万人（70歳未満は約136万人）に達し、うち約半数の127万人が後継者未定と予想。

約半数が後継者未定 ~2025年中小企業経営者の年齢と後継者の有無~



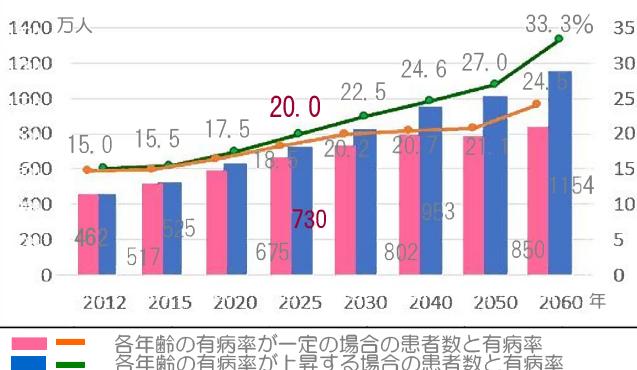
(出所) 中小企業庁資料(2016年度調査)

●65歳以上5人に1人が認知症に？

内閣府発表の「2017年版高齢社会白書」では、2025年に高齢者（65歳以上）で5人に1人、約730万人が認知症になると推計も。

経営者の高齢化が進む中、事業承継前に社長が認知症になるリスクも考えておく必要が生じています。

65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



各年齢の有病率が一定の場合の患者数と有病率
各年齢の有病率が上昇する場合の患者数と有病率

●もし社長が認知症になると…

認知症とは、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることで起こる障害で、★直前のこと忘れの「記憶障害」、★自分のいる場所や状況、年月日、周囲の人との関係性が分からなくなる「見当識障害」などの症状がみられます。

なお、認知症で判断力を失うと、契約などの法律行為ができなくなるため、万一手元の社長が発症すると、会社経営に様々なリスクが生じることに。



オーナー社長が認知症になった場合のリスク

- 1 認知症で判断力が著しく低下したことが金融機関に知られ、本人名義の預金が凍結されるリスク
- 2 個人資産（不動産・株式等）の売却や抵当権設定ができなくなり、資金繰りに支障が出るリスク
- 3 株式総会での議決権行使など、株主としての権利行使が不可になるリスク。行使しても後日無効に。
- 4 事業承継や相続対策が進められなくなるリスク。個人所有株式や事業用設備の売却・贈与が不可に。
- 5 会社の社会的信用や顧客、取引先、取引銀行からの評価が低下するリスク

●契約書は代筆が認められない！

中小企業の多くは家族経営や同族会社です。オーナー社長が認知症になれば、契約書の署名が法的に無効になります。また、代筆して代表印を押すと、文書偽造にあたることに。

認知症になってからでは、どんな有効な経営計画や事業承継対策も実行できません。



●親族が成年後見人になれるとは限らない

認知症で、判断能力が不十分と判断された人が法律行為を行うために、成年後見制度があります。

成年後見制度

法定後見制度	すでに判断能力が不十分	後見・保佐・補助
任意後見制度	将来、判断能力が不十分になった時に備える場合	

成年後見人は裁判所が適任者を選任するので、後継予定者や親族が要望しても、なれるわけではありません。経営者の資産規模が大きい場合、司法書士や弁護士などの専門家が選任されます。もし第三者が選任されれば、会社の運営に支障をきたす恐れが。



●事前準備がモノを言う！

<家族信託> 委託者・受益者：社長、受託者：後継者

事前に家族信託を設定しておけば、社長が認知症になつても、議決権は受託者の後継者になるので、会社経営の機能不全を防げます。

次のいずれでも、家族信託を使えば可能です。

- 自社株は自分名義で、経営権は後継者に任せたい
- 経営権は自分のままで、自社株は後継者に生前贈与

<ヒーロー株> 特殊な時に議決権が多数発生する株式

種類株式（会社法の規定の範囲内で定款に定めることで、普通株式と比べて権利が拡大または縮小される特別な株式）の一種で、一定の事態が生じた場合に議決権が劇的に増加する株式

オーナー社長が認知症になると株主総会を開催できなくなりますが、後継者にヒーロー株を持たせておけば開催が可能に（ピンチ時のヒーロー！？）。

●経営者保険の見直しも！ 生前リスクの備え

オーナー社長の場合、死亡保障だけでなく、認知症など「就労不能」になった場合の備えも必要です。

介護状態や認知症になつたとしても、死亡保険金は支払われません。事業継続を考えると、事前の対策と生前のリスクへの備えが必要です。

◇認知症保険 認知症と診断された場合に給付金を受け取れる保険。単体の保険以外に、定期や終身保険に特約として付加されるものがある。